

〈書 評〉

ムハムッド・カレム著

「中東非核兵器地帯——問題と展望——」

城 忠 彰*

安田女子大学

Book REVIEW

A Nuclear-Weapon-Free Zone in the Middle East

—— Problems and Prospects ——

by Mahmoud Karem

(Contributions in Military Studies, Number 65, Greenwood Press, New York,
Westport, Connecticut, London, 1988, xvi+186pp.)

Tadaakira JO**

Yasuda Women's University

*広島大学平和科学研究センター客員研究員

** Guest Researcher, Institute for Peace Science Hiroshima University

はじめに

全面かつ完全軍縮の達成を究極目標に置く世界的な軍縮努力の系譜の中で、現代軍縮国際法を特徴づける基本的枠組の1つは、1960年代に形成され現在では130国以上の参加をみているNPT（核兵器不拡散条約）体制である。しかし、同体制に内在する限界によって、いくつかの問題は完全に解決されたとはいえないのが現状である。特に、有力な潜在的核兵器国をNPTに参加させ核兵器の水平的拡散の防止をどう強化するか、核兵器国と非核兵器国の条約義務の不均衡を解消すること、とりわけ核兵器国による非核兵器国への核兵器使用禁止の保障（消極的安全保障）をどう確保するか、が当面の課題である。

これら2つの課題を地域レベルにおいて効果的に実現しようとする試みが非核兵器地帯（NWFZ）の設置構想であり、NPTと相互補完的關係を有するものと位置づけられる。ちなみに、NPT（第7条）もこうした認識に立ち、地域的非核化条約の役割を想定しているところである。NWFZの概念は、1975年の国連総会決議3472 Bの定義に従えば、(1)一定地帯における核兵器の完全な不存在が法定され、(2)義務の遵守を確保するための検証管理国際システムが設定され、(3)核兵器国の核兵器使用禁止の誓約もとりつけた地域が該当する。中部欧州構想を提案した1957年のラパッキー案を嚆矢とするNWFZの理念そのものは、NPTより歴史的に古く、以来国連でも地域的な安定と安全保障に貢献しうる軍縮措置の一環として高く評価されてきている。たとえば、国連事務総長報告『地域軍縮の全局面に関する研究』（A/35/416, 1981）や同『信頼醸成措置の包括的研究』（A/36/474, 1982）はいずれもNWFZの意義を強調しているし、また国連は『全局面での非核兵器地帯の包括的研究』（A/10027/Add. 1, 1975）などNWFZ問題を直接的に検討した経験も持っている。

本書は、こうしたNWFZ構想を、特に中東地域に限定しながら真正面から研究した労作であり、中東NWFZの創設にともなう様々な問題を体系的に分析し、将来の展望を拓く課題を多角的に示唆するものである。特定地域の核不拡散ないしNWFZの問題を扱う類書がないわけではない。たとえば、中東地域の核拡散の危険を扱うものとして、Steve Wiseman and Herbert Krosney, *The Islamic*

Bomb (1981, 邦訳日本経済新聞社), Shyam Bhatia, *Nuclear Rivals in the Middle East* (1988) や国連の専門家による『イスラエルの核武装の研究』(A/36/431, 1982) が注目されるし、ラロトンガ条約(南太平洋非核地帯条約) に関しての Stewart G. Firth, *Nuclear Playground* (1987) や Kevin P. Clements, *Back from the Brink: The Creation of a Nuclear-Free New Zealand* (1988) 等も興味深い著作である。しかし中東 NWFZ の問題を包括的に取り組んだものは本書が最初のものであり、加えて1974年以来一貫して中東 NWFZ 創設提案を国連総会に提出し続けているエジプトの研究者による著述という特徴もある。著者は、カイロのアメリカーン大学の政治学助教授であるが、他方エジプト外務省顧問であり1977年以降、国連軍縮委員会(CD)のエジプト代表として活躍するなど、NWFZ に関する実際の外交交渉や国連の舞台裏を熟知した経歴を背景にして議論を進めているために、なぜ中東で NWFZ が必要とされるのか、中東に設置することの実現を阻害している要因は何なのか、また将来の可能性はどうか、等々の疑問に対しても精緻な考証を展開しており、本書は単に中東に限らず世界の各地で提唱されている他の NWFZ のゆくえにも参考になる論点を含む内容となっている。本書は6章から構成されているが、以下において順次その概要を紹介し、最後に若干の論評を加えることにしたい。

本書の内容

第1章「序論」ではまず、NWFZ の存在意義について問題提示を行ない、NWFZ が核戦争の可能性を削減し核軍備競争の危険を減少させることに貢献する有効な手段であって、核兵器不拡散、信頼醸成、核エネルギーの平和利用の発展といった副次的軍縮を補完する装置となることができ、NWFZ により達成される地域的安全保障は結局は国際的安全保障の強化に役立つ、と述べる。次に、核兵器以外の兵器規制をも対象とする平和地帯や核エネルギーの利用にあいまいさを残す非核地帯と NWFZ とを峻別する必要があること、NWFZ といえども核兵器廃絶という究極目標の一手段にすぎないという限界を認めることが肝要であると指摘する。そのうえで、中東に NWFZ を創設する必要性や時事性が強調さ

れるが、その理論的根拠として、著者は、歴史的な要求や国家利益に根ざす緊張の激化、アラブ・イスラエル間の直接的コミュニケーション・チャンネルの不存在、挑戦的かつ常軌を逸した指導者、宗教的反目といった中東地域特有の不安定要因を列挙し、中東に核兵器を持ち込むことはアラブ・イスラエル紛争という既存の不安定な地勢に新たな危険や恐怖を追加させることになり、長期的な有害要因を形成しかねないと批判する。中東が核軍備競争に動けば動くほど、核大国の直接対決の危険も増大させ、地域的かつ国際的安全保障の可能性も減少するというのである。そのために、中東の核拡散及び核兵器のアラブ・イスラエル紛争への導入といった憂慮される事態を回避する政策が模索されなければならず、中東NWFZはこの点で有用である、と述べられる。

第2章「NWFZs：歴史的比較研究」は、国際条約の締結という形で特定地域の軍事的非核化が成功した「南極条約」「宇宙条約」「海底核兵器禁止条約」「トラテロコ条約（ラテン・アメリカ核兵器禁止条約）」の4つの事例から教訓を引き出し、中東地域にも適用できる材料を探究しようとするものである。

南極条約では多国間検証システムが創設され、実際にアメリカが数次にわたりソ連の施設への査察を実施するなど条約履行の手段が確保されていることを評価すると共に、条約成立の鍵が、米ソ両大国の同意と軍事構造の不存在とにあったと指摘する。宇宙条約と海底核兵器禁止条約については、米ソ両国の相互検証手段を容認したこと、両国の協力や交渉の場として国連が活用されたことが重要であると述べる。人口稠密地域にNWFZを設置した最初の条約であるトラテロコ条約に関しては、それをモデルにするに適当な特質として、(1)条約が締約国に、核兵器を直接若しくは間接に、第三者のために、実験、使用、製造、生産、取得の禁止を約束させたこと（第1条）、(2)条約附属第2議定書により、核兵器国による締約国への核兵器の使用または使用の威嚇を行わないことを約束させたこと、(3)NPT加入をNWFZ創設の厳格な前提条件としていないこと、(4)国際原子力機関（IAEA）の保障措置を各国の核活動に適用させたこと（第13条）、(5)条約の解釈や適用に関する紛争が解決のため国際司法裁判所に付託されることとしたこと（第24条）、(6)条約が留保を付すことを認めず（第27条）、有効期間についても、条約は永久的性格を有し無期限に効力を有することとしたこと（第30条）、を挙

げている。

第3章「NWFZs：計画と提案」は、条約にまでは到達していないすべてのNWFZ提案を歴史的に概観する中で、実現を失敗させている阻害要因を分析し、中東地域が地帯設置の好条件を具備していることを逆説的に叙述する。第1に、中部欧州NWFZのイニシアティブでは、NATOとワルシャワ条約機構という競合する軍事同盟の存在、特に非核化が通常兵力で優る後者に有利に作用するという西側の反発によって暗礁に乗り上げているが、中東には核抑止による対決的軍事状況が見当たらない利点があると指摘する。第2に、北欧NWFZ提案につき、ノルウェーとデンマークの2国はNATO加盟国であり核兵器の移転や配備のため自国領域を使用させなければならず、また北欧地域全体が二大陣営の核防衛計画に既に組み込まれており、フィンランドとノルウェー国境沿いのコラ半島にはソ連の核兵器が展開されている、という問題点を指摘する。それに対して、中東はそうした軍事ブロックに起因する複雑さとは無関係であり、安保条約によるいずれの国の核の傘によっても直接的におおわれていない地域にとどまっていることを強調する。第3に、バルカン半島・アドリア海・地中海での構想は米ソの双方または一方の反対及び地帯諸国の軋轢によって初期の段階を脱しておらず国連総会の議題にもなっていないが、中東では大国の賛同と地域内諸国の支持を獲得した所まで進展していると論じる。第4に、アフリカ提案については、南アが核装置を爆発させることがあれば外交関係の断絶も辞さずとの大国の足並の一致が南アの核実験を阻止した経験から、中東での地帯設置には5常任理事国の支持が不可欠であると論じ、また1977年の南アのカラハリ砂漠での地下核実験をソ連の宇宙衛星が、1979年の核爆発をアメリカの宇宙衛星が探知したひそみに習い、中東NWFZの検証手段として国際衛星監視機関（ISMA）の有効利用を訴える。第5に、南太平洋NWFZ構想は、フランスの核実験の続行、核廃棄物の海洋投棄の規制、フランス・アメリカの反対、ANZUSに基づくアメリカ艦船の入港といった問題のため実現のメドがたっていないと著者はこの時点で記述していたが、1986年12月11日にラロトンガ条約が発効したのは周知の事実である。第6に南アジア提案については、中東と異なり、インドが核装置を爆発させていること、インドが設置決議に反対していること、地帯の適用範囲につき関係国の不協和音

があること、ソ連とフランスがこの決議に棄権していることから、環境が熟成していないと指摘する。これらの諸構想と中東地域を比較してみると、中東には他の地域以上にNWFZ設置の促進要因に満ち、実現の見通しの度合も大きい、というのが著者の見解である。

第4章「中東における核兵器拡散の危険性：イスラエルの場合」は、中東NWFZ創設にとっての最大の課題であるイスラエルの核能力を扱う。イスラエルの参加しないNWFZは意味をなさないが、果して同国は核兵器を取得しているのだろうか。イスラエルの核開発の野心と能力は中東でも卓越しており、潜在的な核の第1保有国の域に達しているのではないかと危惧される10の理由が提示される。(1)イスラエルは1949年以来核研究に積極的に取り組み、ウラニウムの抽出や重水の生産等の研究プログラムは既に完成されているとみられる、(2)同国が1953年よりフランスの、1955年からはアメリカの核分野での協力を取りつけて各々ナハール・ソレクとディモナの原子炉という核施設を初期の段階から取得しているほか、同国の核兵器情報と南アのウラニウム濃縮技術の交換協力が進行している節がある、(3)イスラエルは、部分的核実験禁止条約や宇宙条約には加入したもののNPTへの加入は頑として拒絶している、(4)自国の核施設の大部分をIAEAの保障措置の下に置くことを拒否している、(5)同国は核兵器取得を公式に否定する傍ら計算されたあいまいさの姿勢を崩しておらず、心理的効果としての「不確実性による抑止」の政策をとっている、(6)イスラエルが大量のウラニウムを買付けている、(7)ウラニウム濃縮状況を隠蔽している、(8)核兵器製造に必要な高度の技術と設備を保有していると推測される、(9)航空電子技術を装備した地对地ミサイルや戦術爆撃機等の核運搬手段を相当数保有している、(10)1981年6月にイラクの核施設を襲撃したように他の中東諸国の核能力の取得には“一方的拒否権”を行使し核の独占を図ろうと試みている、がそれである。そして著者は、イスラエルがこうした核政策を取り続けることは賢明でなく、イラク施設への攻撃も今後は成功しないだろうし、NWFZがイスラエルの切札を捨てさせアラブに有利になるという見解は妥当でないと批判する。NWFZのアプローチこそが、中東での核拡散防止に向けた局面打開のための「唯一の解決策」であると主張される。

第5章「国連と中東 NWFZ 創設：1974-1985年の展開」は、この期間における国連総会決議の審議過程を歴史的年代順に検討し、国連を舞台にした進展の状況、議論紛糾の原因といった成功と失敗の紆余曲折を分析する。最初の総会決議は1974年12月9日に賛成128、反対なし、棄権2（イスラエル、ビルマ）で採択された（決議3263）が、このイラン・エジプト共同提案は、両国が前年のアラブ・イスラエル戦争後に関係を修復したこと、イスラエルの核取得が現実味を帯びてきたこと、中東に起因する米ソの核対立が深刻化したこと、核エネルギーの平和利用に関するイラン・エジプト間の了解が得られたこと、を背景にして作成され、またイスラエルが反対でなく棄権に回ったのは、同国内に核政策への批判とNWFZの支持が1960年代より存在していたこと、核のあいまいさの政策が世界の注目を浴びだしたこと、を理由にしていたと論じる。1974年以後、中東NWFZ問題は毎年総会の審議事項に上呈され年中行事の1つとなったが、進展のピークはイスラエルがエジプト提案に同意した1980年にあったと指摘する。この間の主な対立点は、イスラエルがエジプトとの占領地撤退協定とNWFZとを連動させたこと、イスラエルが地帯創設のための関係国の直接交渉の必要性に固執し同国の承認を恐れるアラブ諸国の反発をかかったこと、イスラエルが関係国の非核宣言を討議の前提条件としたこと、アラブ諸国がNPT加入と連係させたこと、禁止の対策となる核爆発装置の定義につき見解の相違があったこと、であるが、1979年のエジプト・イスラエル平和条約の調印やイラン革命によるシャー体制の崩壊、イラクの核計画の表面化等を経て1980年のエジプト提案がコンセンサス方式により採択されるに至った（決議35/147）ことを評価する。また、何故イスラエルが姿勢を軟化させコンセンサスに加わったかの理由として、著者は、翌年6月のイラク原子炉攻撃計画のカモフラージュ、国連内での孤立化の防止、当時進行中であったイスラエルの核武装に関する国連事務総長の研究への好影響、対米関係の改善の促進特にフランス・イタリアのイラクへの原子炉供給を断念させるためのアメリカ議会工作、を挙げている。NWFZ創設も時間の問題と理解された1980年の情勢は、イスラエルのレバノン侵攻等の政治変化により一転して挫折することになるが、その最大原因はイラクの非軍事用核施設へのイスラエルの攻撃にあったと著者は批難する一方で、今日でもNWFZ設置をめぐる地帯内

国の合意は基本的には依然として存続していると見ている。

第6章「中東 NWFZ の創設に向けて：問題と展望についての結論」は、本書の核心を成す部分でもあるが、前章までの分析を通して得られた教訓から、何れの選択や政策勧告が中東 NWFZ 構築の推進のために有効であるか、また見習うべきでないか、を他の構想とりわけトラテロルコモデルを基盤にして再度整理する。著者の主張は次の諸点に要約できる。第1に、中南米では関係国の直接的かつ自由な直接交渉で地域的協力が達成されたが、中東は世界中で最も鋭敏かつ不穏な地帯であり複雑な軍事的対立と幾多の未解決問題を山積したままであるので、アラブ・イスラエル間の直接交渉に代わり国連のフォーラムを利用することが望ましい。第2に、中東では地帯内国の義務として、各国の国家管轄権の下にある領域内で核兵器の輸送・通過の一切の禁止を折り込むことが賢明である。第3にトラテロルコがNPT加入を地帯設置の前提条件としていない点は見習うべきで、両者を分離することはイスラエルやアルジェリアの参加を容易にする。第4に、トラテロルコ第17条が平和目的での核エネルギーの開発と使用の権利を保証している点も、既に核施設を保有する中東諸国にとって魅力的である。第5に、NWFZ 条約の履行確保について、トラテロルコの特別査察制度（第16条）の利用は中東でも望ましいが、ラテンアメリカ核兵器禁止機関（OPANAL）の中東版を創設することは困難であり、査察や検証の役割は中東のすべての国が加入しているIAEAのような独立した機関にまかせる方が適当である。第6に、トラテロルコの欠陥の1つである「平和的核爆発（PNEs）」という用語は回避されるべきであり、中東ではいかなる核爆発も認めてはならない。第7に、トラテロルコに設置されていない使用済燃料廃棄物と再生プルトニウムの再利用とを扱うマシナリーの問題が中東では重要である。第8に、地理的適用範囲について、NATOの加盟国であるトルコ、南アジアNWFZ構想に該当するパキスタンとアフガニスタン在地帯から排除することは正当な理由がある。第9に、イランとイスラエルの提唱にみられるようにすべてのアラブ諸国を含むとすればモーリタニアまでも該当するが、最初はより狭い地帯、たとえばイスラエルとエジプトの2国から出発する方法も考慮されてよい。第10に、中東NWFZのイニシアティブとアラブ・イスラエル紛争を明確に区別することが必要であり、紛争の包括的な

解決がない場合でも、NWFZは設置されなければならない。第11に、アラブ諸国がイスラエルを敵視する立場を改善し、エジプトが行ってきた懐柔と妥協の政策を許容する努力が必要である。第12に、NWFZは、独自の核能力の開発または核兵器国の傘下という形でアラブ諸国が核の選択の道に入ることを防止し、また核の脅威が中東を徘徊する限り真の中東和平はありえないというアラブの主張を緩和するので、イスラエルもNWFZ創設のための努力を一層傾注すべきである。第13に、中東NWFZ提案の履行の態様を中東諸国と討議する国連の特別使節国を派遣するよう事務総長に要請する等の施策が実施されるべきである。

最後に、著者はこうした論点を踏まえて、核兵器拡散の危険に直面している中東に一刻も早くNWFZを設置すべきであって、あとは設置の成否を決定する政治的意思と手段とを有する関係各国の指導者が、この中東NWFZ提案にどう誠実に答えていくかにかかっている、と訴えて本書を締め括っている。

若干の論評

以上において本書の概略を紹介してきた。本書は単に中東におけるNWFZの必要性を観念的に説得するだけでなく、常にどのような条件が充足されれば設置実現の途が進展していくかという立法政策論的な視点と問題意識を基礎にして筆を進めているために、NWFZ研究ひいては軍縮国際法を考察する際の好箇の素材を提供するものである。他の地域におけるNWFZ構想の欠陥や不備を克服し、反対にそれらの長所や特質をできるだけ引き出しそれを中東に応用していこうとするアプローチは極めて有用であるし、国連決議の採択をめぐる各国の議論の応酬や対立点の周到な分析は構想の実現を阻む問題の所在と今後の課題とを明白に教示する。その意味では、本書は地域軍縮措置の形成過程の実証的研究のあり方についても示唆するところ大であると思われる。

しかし、本書の中で展開される著者の見解のいくつかの部分については疑問の余地がないわけではない。第1に、中東地域の核兵器拡散の可能性についてはイスラエルのみを取り上げているが、他のアラブ諸国については検討は不要かという問題がある。たとえば、1981年にイスラエルが攻撃したイラクの原子炉は、フ

ランスとの二国間保障措置及びIAEAの国際査察下に置かれていたことを根拠として非軍事的核施設であったとしているが、イスラエル側の疑念を完全に払拭する所までに至っていない。1980年9月10日の軍事衝突に端を発するイラン・イラク戦争は1988年8月20日の停戦成立により8年間にわたる戦争に終止符がうたれたが、化学兵器の保有を否定していたイラクが毒性の強いイペリット・ガスを使用した事実が露頭した事例も想起される必要がある。また他方では、イスラエルの核兵器の問題以上に、核管理能力の欠如した国に核兵器が持ち込まれ、その指導者により前後見境なく使用される万一の危険を懸念することがより重大であるとの見方もあるわけで、イスラエル以外の国についても核の不存在の確認が不可欠であると思われる。第2に、イスラエルの核能力の程度、いわば核兵器を既に保有しているかどうかについては本書の結論は必ずしも明確ではなく国連の報告書等の枠内にとどまっているが、事はそれほど単純であろうかという疑問が残るし、仮に今以上に保有の事実を予想させるような事態が招来した場合の対応には何ら触れられていない。第3に、中東の政治状況とNWFZ問題を切り離して取り扱うことが強調されているが、むしろNWFZの早期実現のためには中東での政治的安定要因を促進させることが必須の要件ではなからうか。イラン・イラク戦争はもとより、レバノン内戦、リビアとアメリカの確執、アフガン内戦等々、中東諸国の安全保障政策の根幹までも決定しかねないNWFZの導入の前提として解決されなければならない問題は多岐にわたっており、何よりもアラブ・イスラエル紛争の根本的解決、イスラエルの承認問題の動向は、地帯創設の展望にとって死活的な要素のようにも思われる。もっとも、著者が述べるように、NWFZの設置がそれらの諸問題の好転に貢献する側面も見逃せないことではあるが。

とはいえ、中東NWFZの実現の見通しがそれほど容易なものでないとしても、この構想の果たす役割が否定されるわけでもないし、中東の政治的安定や安全保障の強化のためにはNWFZの設置は非常に望ましいとすることにむしろ異論はない。ラロトンガ条約の成功の例にみられるように、構想の段階で指摘されていた数々の障害にもかかわらず急転直下実現のはこびに至ったケースもある。中東NWFZの設置を求める国連総会決議は、1985年以降においても1986年の決議41/48、1987年の決議42/28等毎年採択されており、国連内部でこの問題の命脈は

断たれていない。中東の NWFZ の今後の動向を見守りたいゆえんである。